破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１４号
山形市桜田東１丁目13番１号　双葉栴檀荘Ｄ202号
債務者　五十嵐広典
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４３号
山形市松山２丁目９番46号　コーポラス渡辺101号、前住所山形市大手町10番15―101号　コーポエイト
債務者　志鎌久仁子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５号
岩手県陸前高田市高田町字中田60番地５　市営住宅中田団地2501号
債務者　村上　有里
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第２１９号
愛知県津島市南門前町３丁目41番地　米庄住宅Ｆ号
債務者　渡邊　修司
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４４号
名古屋市北区東長田町２丁目26番地の１
債務者　保育ルームあさひこと　大島まさ子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３７号
北九州市小倉北区弁天町２番11―403号
債務者　吉田　亜依
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１３８号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目８番１―106号
債務者　小田　初美
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１４７号
北九州市八幡西区幸神２丁目３番16号（210）
債務者　古後　　修（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１４９号
北九州市小倉北区下富野３丁目８番２―301号
債務者　塗木　哲二
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１７１号
北九州市小倉南区石田町14番32号
債務者　山田裕太郎
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１０号
岩手県奥州市江刺区栄町６番34号　リュミエールＢ棟　１号室
債務者　関向　　隆
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第１２号
岩手県奥州市水沢区字里鎗３番地　雇用促進住宅里鎗宿舎１号棟　205号室
債務者　懸田　雪枝
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第２２４号
埼玉県朝霞市大字下内間木1312番地の１
債務者　春山　光男
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
熊本市中央区帯山９丁目４番46―２号　レケンス帯山Ⅰ
債務者　小﨑　綾香
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３号
北海道苫前郡羽幌町北５条１丁目20番地の１　川北Ａ団地２―３
債務者　小川亜有美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（フ）第１７６号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目７番１―102号
債務者　内田　哲司
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１８１号
埼玉県川口市大字安行領根岸1281番地　コーポ根岸621号、旧住所埼玉県川口市上青木４丁目16番20―402号
債務者　並木　　忍
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係